

6 受検料、就学支援金制度等について

(1) 公立高等学校の受検料等の額

I 受検料等の額について

(令和7年5月1日現在における令和8年度入学生予定額です。)

(1) 受検料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
定時制の課程	950 円	650 円	950 円	950 円
通信制の課程	無 料			

(2) 入学料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円
定時制の課程	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円
通信制の課程	無 料			

※ 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。(次ページを参照)

※ 共通選抜において、出願サイトを通じて受検料及び入学料をオンライン決済する場合、システム利用料が別途かかります。

(3) 授業料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円
定時制の課程	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円
通信制の課程	1 単位 350 円 (平日登校履修は 1 単位 700 円)			

※ 令和8年度については、国の法律改正により、授業料をご負担いただく必要がなくなる予定です。入学する高校から、最新の制度の案内が配布されますので、ご確認ください。

II 受検料等に関する問合せ先

受検料等については、各高等学校または下記の所属にお問い合わせください。

区 分	所 属 名	電 話 番 号
県立	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課	(045) 210-8113 (直通)
横浜市立	横浜市教育委員会事務局学校教育部 学校支援・地域連携課	(045) 671-3474 (直通)
川崎市立	川崎市教育委員会事務局総務部学事課	(044) 200-3269 (直通)
横須賀市立	横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	(046) 822-8525 (直通)

III その他の経費について

神奈川県公立高等学校では、このほかに教科書代・副教材代・修学旅行費などの経費がかかります。

詳細については、各高等学校にお問い合わせください。

入学検定料等減免制度（県の制度）

（令和7年5月1日現在における制度であり、内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。）

県立の高等学校では、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。免除の対象になるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護を受給されている方 ②児童福祉施設に入所されている方 ③経済的な理由で支払が困難な方 ④失職等による家計急変 ⑤災害を受けた場合 ※ただし③、④の場合は、課税証明書等による収入審査が必要となります。
- 手続について
12月1日以降に、e-kanagawa 電子申請システムで申請してください。また、書面により申請希望の方は、12月1日以降に通学している中学校を通じて、申請書を入手してください。なお、免除申請手続は、各高等学校で行います。
- 申請期限について
免除申請手続は、受検料は募集期間開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに済ませてください。期限を過ぎたものについては免除することはできません。
- 問合せ先 各高等学校の事務室 または
県教育委員会財務課財務指導グループ Tel (045)210-8113(直通)
- 横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校でも減免制度がありますので、各市立高等学校の事務室または各市の教育委員会にお問い合わせください。

(2) 公立高等学校の就学支援金制度の概要

県立、市立共通の制度

（令和7年5月1日現在における制度であり、令和8年度については、国の法律改正により変更となる予定です。入学する高校から、最新の制度の案内が配布されますので、ご確認ください。）

公立高等学校は原則として授業料を徴収しますが、申請の手続をすることにより、授業料の負担がなくなる場合があります。

- 対象となる方
以下の算定式により計算した額が、30万4,200円未満（年収910万円程度未満）の世帯の生徒 【算定式】(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額
(ただし政令指定都市は、調整控除の額に3/4を乗じる)
- 支給額
全日制：(年額) 118,800円 定時制：(年額) 32,400円
通信制：1単位336円
※ 生徒は授業料を納めることなく、学校が生徒に代わって国より就学支援金を受領し、授業料に充てます。(実際に支給額が支給される制度ではありません。)
※ 通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。
- 手続について
入学する各高等学校で合格発表時にお知らせ等を配付します。
申請は、高等学校等就学支援金オンライン申請システムにより、入学する各高等学校へ申請します。
◇ 対象となる方は必ず手続をしてください。手続が行われないと授業料をご負担いただきます。
- 問合せ先 各高等学校の事務室
または 県教育委員会財務課財務指導グループ Tel (045)210-8113(直通)

(3) 高校生の就学援助制度の概要

I 県の制度

(内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。)

1 神奈川県奨学金（貸付け）

(1) 高等学校奨学金

- 貸付対象（次の条件に該当し、学校長が推薦する生徒）
生徒本人又は保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程）に在学する生徒
- 貸付月額
学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なります。

学年	学校区分	申込みができる基本月額					加算を申込んだ場合※
1 年生 (新入生に限る)	国公立	10,000円	20,000円	30,000円			—
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	—
上記以外 の生徒	国公立	10,000円	20,000円				30,000円
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円		50,000円

※ 貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立20,000円、私立40,000円では必要な学資を賄えない場合に、その事情等を記載した書類を提出することにより、基本月額に10,000円を加算することができます。

- 貸付期間 4月から3月までの1年間
- 申込方法
 - ・ 予約採用 中学3年生の時(10月末に中学校を通じてご案内します。)に予約の申込みをすることができます。(申込みの期限があります。)
 - ・ 在学採用 入学後、4月に学校を通じて手続をします。
※ 家計急変などで年度途中で学資の援助が必要となった場合は随時に受付をします。
- 返還方法 無利息で、卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で返還していただきます。

(2) 短期臨時奨学金

- 高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸し付ける制度です。
- 貸付金額 120,000円
- 対象者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
- 申込方法 高等学校奨学金の予約採用決定時にご案内します。
- 返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の奨学金担当者 または
県教育委員会財務課高校奨学金グループ Tel (045) 210-8251(直通)

- (1)(2)のいずれの奨学金も連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が原則2人必要になります。
- 奨学金の貸付けにあたっては選考を行いますので、必ず貸付けされるとは限りません。
- 応募要件等は変更される場合がありますので、最新の募集案内（令和8年3月作成予定）を参照してください。

2 高校生等奨学給付金（返還不要）

(1) 対象者（次のア～ウのいずれにも該当する世帯）

- ア 保護者等が神奈川県内に住所を有していること。
- イ 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
- ウ 就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金受給対象である高校生等がいること。

(2) 支給額（年額）

世帯区分	学校区分	全日制 定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300 円		給付対象外
	私立	52,600 円		給付対象外
住民税所得割非課税世帯	国公立	143,700 円	50,500 円	50,500 円
	私立	152,000 円	52,100 円	52,100 円

(3) 手続について 入学後、学校を通じて手続をします。

◆ 新入生を対象とした一部早期給付制度（国公立のみ実施）や家計急変世帯を対象とした給付制度もあります。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の事務室 または

＜国公立＞県教育委員会財務課高校奨学金グループ TEL (045) 210-8251(直通)

＜私立＞県福祉子どもみらい局私学振興課助成グループ TEL (045) 210-3793(直通)

3 母子父子寡婦福祉資金

○ 母子家庭または父子家庭で、生徒の修学等にあたり、経済的に援助を必要としている方を対象に資金の貸付けを行っています。

○ 貸付額

修学に必要な資金（修学資金） 公立 月額 27,000 円以内
私立 月額 45,000 円以内
（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。）

入学に必要な資金（就学支度資金） 公立 150,000 円以内
私立 410,000 円以内
（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。）

○ 問合せ先 ・横浜、川崎、相模原、横須賀にお住まいの方は、各市の母子父子福祉担当課
・その他の市町村在住の方は、お住まいの市 または
県福祉子どもみらい局子ども家庭課家庭福祉グループ TEL (045) 210-1111(内線 4671)

II 市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度は、市町村ごとに申請締切日や年収額などの要件が異なりますので、詳細については、お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。

III その他の学費助成制度

名 称	団 体 名	問合せ先
国 の 教 育 ロ ー ン	日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター (0570) 008656 または (03) 5321-8656 または日本政策金融公庫各支店
交通遺児育英会奨学金	(公財) 交通遺児育英会	(0120) 521286 (フリーダイヤル)
生 活 福 祉 資 金 (教 育 支 援 資 金)	(社福) 神奈川県社会福祉協議会	(045) 534-6082
教 育 ロ ー ン	一般市中金融機関	

(4) 私立高等学校等の学費支援制度等について

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、返還不要の入学金・授業料の補助を行っています。

授業料については、年収約750万円未満（多子世帯は年収約910万円未満）の世帯の方に対して、県内私立高校の平均授業料468,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して県内私立高校の平均入学金211,000円まで支援します。

また、年収約910万円以上の世帯の方に対して、118,800円までの授業料を支援する「高校生等臨時支援金」があります。（令和7年度限り）

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

令和7年5月1日時点の制度となります。

令和7年度の授業料・入学金補助額（年額）

		所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※6
		令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2		
年収目安（モデル世帯）※3	生活保護世帯	令和7年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 通信制 171,000円	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
	270万円～590万円未満	154,500円未満			100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～750万円未満	227,100円未満	118,800円+	349,200円		
	750万円～800万円未満	251,100円未満		74,400円		授業料：193,200円
	多子世帯※4	251,100円未満		349,200円		授業料：468,000円
	800万円～910万円未満	304,200円未満				授業料：118,800円
	多子世帯※4	304,200円未満		349,200円		授業料：468,000円

※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、該当生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「課税標準額」から33万円を減じます。

令和7年4月～6月分の高等学校等就学支援金は令和6年度の税額で判定します。

※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※5 年収約910万円以上の世帯の方に対して、118,800円までの授業料を支援する「高校生等臨時支援金」があります。（令和7年度限り）

※6 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

①就学支援金（国の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

②学費補助金（県の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本母校が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

このページの間合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ TEL (045) 210-3793 (直通)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援

検索